

鈴鹿市建設工事におけるコスト表示実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、行政の透明性の確保及びコスト意識の向上を図るため、市が発注する建設工事に係る経費の分かりやすい形での表示（以下「コスト表示」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(コスト表示の対象)

第2条 コスト表示の対象となる工事は、市が発注する建設工事で当初工事請負代金額が500万円以上の工事とする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) 災害復旧等緊急を要する工事
- (2) 他の団体等と共同出資し、施工する工事
- (3) 工事箇所が市民の目に触れる機会の少ない等の理由により、コスト表示の効果が現れにくい工事

(実施方法)

第3条 コスト表示の実施方法は、工事箇所に設置する工事看板（別図）に工事請負代金額を記載することにより行う。

- 2 前項の工事看板に表示する建設工事の工事請負代金額は、当初工事請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）とし、工事契約の変更に伴い工事請負代金額に変更が生じた場合は、当該表示する工事請負代金額の書換えは行わないものとする。

(その他)

第4条 コスト表示は受注者が行い、当該表示に係る費用は工事請負代金額に含むものとする。

- 2 市は、コスト表示の実施に関し必要な情報を受注者に提供するものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月 1日から施行する。

別図 1

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

〇年〇月〇日まで
時間帯〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

〇〇年度(〇〇)第〇号
〇〇〇〇〇〇 工事

工事請負代金額 〇〇〇〇〇〇円
発注者 鈴鹿市 〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別図 2

ご迷惑をおかけします

な〇
お〇
し〇
て〇
い〇
ま〇
す〇
を〇

〇年〇月〇日まで

〇〇年度(〇〇)第〇号
〇〇〇〇〇〇工事
工事請負代金額 〇〇〇〇〇〇円

発注者 鈴鹿市〇〇〇〇課
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇